

4月7日(日)埼玉県議会議員一般選挙

投票時間 午前7時～午後8時



桶川市マスコットキャラクター「オケちゃん」

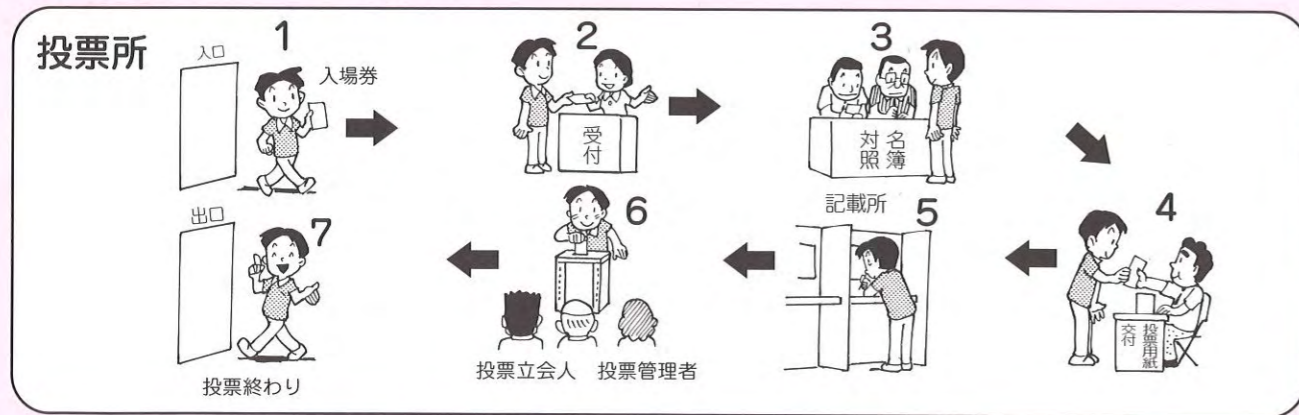
投票出来る人

- 平成13年4月8日までに生まれた方
- 平成30年12月28日までに桶川市に転入の届出をされ、引き続き居住している方。
- ※1 平成30年12月29日以降、埼玉県内の他市町村へ転出された方のうち、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、前住所他の(期日前)投票所において投票することができます。ただし、投票する場合は、次の①から③のいずれかの方法によって引き続き県内の市町村に住所を有していることの確認が必要になります。
 - ① 投票所において、投票管理者に対して確認の申請を行う。
 - ② 市町村が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」(無料)を提示する。
 - ③ 住民票の写しを提示する。
- ※2 埼玉県外に転出された方は投票できません。

投票所には入場券を持って

投票所入場券は、三連の折りたたみ式で「圧着ハガキ」となっており、1通に4人分の入場券が表示されています。両面を開いて、入場券をミシン目にそって切り離し、投票所に出かけるときは忘れずに持参してください。5人以上の世帯へは、複数のハガキが郵送されます。入場券は受付事務を円滑に行うために発行しています。入場券が投票日までに届かなかった場合や紛失してしまった場合でも投票はできます。入場券は、投票日当日に投票所において再発行をしますので、投票所の係員に申し出てください。(その場合、本人確認のため、少しお待ちいただくことがあります、ご容赦ください。)

投票のしかた(順序)



投票に際しての注意

- ・投票用紙には候補者氏名を正しくはっきりと書きましょう。
- ・二名以上の名前を書いたり、○×その他余分なことを書くと無効になります。

選挙公報

投票日の2日前までに新聞折り込みします。
※市役所、公民館、駅、郵便局、おけがわマインなどにも備えます。

期日前投票(不在者投票)について

市役所分庁舎(上日出谷936-1)の期日前投票所は、桶川市役所(泉1丁目)に変更しています。

場所	期間	時間	お持ちいただくもの
市役所1階 市民ギャラリー	平成31年3月30日(土)から 4月6日(土)まで	午前8時30分から 午後8時まで	入場券 (印鑑は不要) 裏面の宣誓書へ記入 をお願いします。 (下記※1参照)
おけがわマイン 3階図書館前	平成31年3月30日(土)から 4月6日(土)まで	午前10時30分から 午後8時まで	

理由	投票場所
① 区域を問わず、職務もしくは業務または冠婚葬祭の用務に従事する人	桶川市選挙管理委員会(桶川市役所1階・おけがわマイン3階)
② ①以外の用務もしくは事故のため市外に旅行中または滞在中の人(事前に手続きが必要)	桶川市選管または滞在地の選管
③ 疾病、負傷、妊娠もしくは身体等の障害のため歩くことが著しく困難な人	歩行可能な間に桶川市選管または県選管指定病院など
④ 選挙人が、その属する投票区のある市区町村の区域外の住所に居住していること	桶川市選管または居住地の選管
⑤ 天災又は、悪天候により、投票所に到達することが困難な人	桶川市選挙管理委員会(桶川市役所1階・おけがわマイン3階)

- ※1 期日前投票をする場合「期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書」の提出が必要です。入場券の裏側が宣誓書になりますので、事前にご記入しお持ちください。なお、期日前投票所にも宣誓書を用意しています。
- ※2 上記②と④に該当する方(長期出張中の場合など)で、滞在先等の選挙管理委員会では不在者投票をする場合、事前の手続きが必要です。手続きに必要な「不在者投票宣誓書(兼請求書)」は、桶川市ホームページからダウンロードできます。

郵便等による不在者投票

この制度は、郵便等により不在者投票ができる制度です。選挙管理委員会に申請をして《郵便投票証明書》の交付を受ける必要がありますので、お早めに申請をしてください。

○郵便等により不在者投票ができる方

- ①身体障害者手帳をお持ちの方で、
 - ◆両下肢・体幹・移動機能の障害で、1級もしくは2級の方
 - ◆心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害で、1級もしくは3級の方
 - ◆免疫・肝臓の障害で、1級から3級の方
- ②戦傷病者手帳をお持ちの方で、両下肢・体幹障害で特別項症から第2項症又は心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害で、特別項症から第3項症の方
- ③介護保険の被保険者証の要介護区分が「要介護5」の方

○代理記載ができる方

上記の①及び②に該当する方で、身体障害者手帳に上肢もしくは視覚の障害の程度が1級の方及び戦傷病者手帳に上肢もしくは視覚の障害の程度が特別項症から第2項症の方
※投票用紙の請求期限…今回の選挙は4月3日(水)までです。(4月4日(木)以降は請求できません。)

各投票所の場所について、裏面地図をご覧ください。

第7投票所は「桶川市役所」、第11投票所は「地域福祉活動センター(社会福祉協議会)」に変更しています。

開票

とき…4月7日(日)午後9時 ところ…桶川市立桶川小学校体育館
参観人数…50人
開票速報は桶川市ホームページでも午後10時頃からご覧いただけます。

投票所・投票区域一覽

○期日前投票所

期間：3月30日(土)～4月6日(土)

・市役所 1階 市民ギャラリー

時間：午前8:30～午後8:00

※場所を市役所分庁舎から変更しました。

・おけがわマイン 3階 図書館前

時間：午前10:30～午後8:00

今回の選挙から次のとおり
投票所が変わります。

投票所の変更について

○第7投票区
旧：桶川中学校
新：桶川市役所

○第11投票区
旧：勤労青少年ホーム
新：地域福祉活動センター
(社会福祉協議会)
住所：末広2-8-8

投票区	第1投票区	第2投票区	第3投票区	第4投票区	第5投票区	第6投票区	第7投票区	第8投票区
投票所	立花会館	勤労福祉会館	桶川小学校	朝日小学校	桶川集会所(ユニティ)	保健センター	桶川市役所	市役所分庁舎
投票所附近の略図								
投票区域	東1・2丁目 南1・2丁目 寿1丁目	北1・2丁目 寿2丁目	西1・2丁目 加納(国道17号西側) 坂田(国道17号西側)	神明1・2丁目 朝日1・2・3丁目	若宮1・2丁目	鴨川1・2丁目 泉1丁目(9番～18番)	泉1丁目(1番～8番) 泉2丁目	上日出谷1～1087番地

投票区	第9投票区	第10投票区	第11投票区	第12投票区	第13投票区	第14投票区	第15投票区	第16投票区	第17投票区	第18投票区
投票所	日出谷団地集会所	児童発達支援センター分室 (桶川西小学校内)	地域福祉活動センター (社会福祉協議会)	桶川東小学校	坂田保育所	加納中央集会所	加納小学校	薬師堂自治会館	農業センター	市場自治会館
投票所附近の略図										
投票区域	上日出谷1088～1324番地 下日出谷836～844番地 ◇ 848～865番地 (市道62号線東側) ◇ 849～864番地 ◇ 866～997番地	下日出谷1～835番地 ◇ 845～847番地 ◇ 848～865番地 (市道62号線西側) ◇ 1325～1516番地 下日出谷西1・2・3丁目	末広1・2・3丁目	坂田1～254番地 ◇ 476～480番地 ◇ 516～531番地 ◇ 606～609番地 ◇ 723～735番地 坂田東1・2丁目 坂田東3丁目1～23・27 坂田西1・2丁目	坂田字目沢(国道17号東側) 坂田971番地 ◇ 1021～1094番地 ◇ 1172～1617番地 坂田東3丁目24～26 坂田西3丁目	加納(国道17号東側) 篠津、五丁台 赤堀1・2丁目	坂田532～540番地 ◇ 548～577番地 ◇ 689～718番地 ◇ 759～965番地 ◇ 977～1020番地 ◇ 1095～1171番地 舎人新田、小針領家、倉田	川田谷1～1017番地 ◇ 1112～1807番地	川田谷1018～1111番地 ◇ 1808～4894番地	川田谷4895～9010番地

あなたの投票所をもう一度確かめましょう

※駐車場に限りがある投票所もありますので、ご注意願います。